

外国人労働者と地域労働市場

—埼玉県川越・東松山地域における動向と展望—

田淵 敬光

1. はじめに

我が国の外国人労働者数は、コロナ禍により新規入国が制限されるなど、瞬間的な停滞はあったものの、漸増を続け2023年10月末時点で204.9万人¹となった。これは、同年の我が国の労働力人口（6910万人²）の約3%にあたり、無視できない存在となっている。外国人労働者が増加する主要因は、国内労働市場の逼迫である。日本商工会議所の調査によると国内の半数以上の中小企業が外国人労働者の受け入れを拡大すべきだと答えており、その理由として8割以上の企業が、企業の人手不足の解消を挙げていることから明白である³。さらには、是川（2020、2022）が指摘するように、アジア諸国と日本との経済格差の縮小により日本への国際労働力移動が拡大し、送出し圧力が増すというプッシュ要因も考えられる⁴。

このように外国人労働者の受け入れを捉えるにあたり多様な視座があるが、地域労働市場における外国人労働力の受容もその一つとして加えていい。加茂（2022）は、地理学的アプローチにより日本の介護労働市場における特定技能介護⁵について、特定技能の在留資格制度が施行された翌年の2020年と2021年のデータを比較し、受け入れの地域的展開の特性を明らかにしている⁶。このような、労働市場の地域的特性に関する研究は、コロナ禍にあっても引き続き行われているが、その様相は対象とする地域によって異なるようである。例えば、板野（2021）は、岡山県の労働市場に外国人がどのように参入しているのかを検証し、製造業部門では技能実習生が、サービス業部門（「接客・給仕の職業」・「販売の職業」）に関しては留学生在がそれぞれの産業の労働力不足を支えていることを明らかにしている⁷。上林ほか（2022）は、出雲市

¹ 厚生労働省（2024）『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）』

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html）2024年2月10日閲覧

² 総務省（2024）『労働力調査（基本集計）-2023年（令和5年）12月分』

（URL：<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>）2024年2月10日閲覧

³ 日本商工会議所（2023）『「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果』

（URL：<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2023/0928140000.html>）2024年2月10日閲覧

⁴ 是川夕（2020）「誰が日本を目指すのか？「アジア諸国における労働力送出し圧力に関する総合的調査（第一次）」に基づく分析」『人口問題研究』第76巻3号，pp.340-374

是川夕（2022）「日本の外国人労働者受け入れをどう捉えるのか：アジアの国際労働市場の実態から」『日本労働研究雑誌』第64巻7号，pp.66-83

⁵ 在留資格「特定技能1号」の介護分野の外国人を指す。

⁶ 加茂浩靖（2022）「日本における介護分野の特定技能外国人受入れの地域的展開」『日本福祉大学経済論集』64号，pp.1-16

⁷ 板野敬吾（2021）「岡山県における外国人労働者の実態」『中国学園紀要』第20号，pp.45-52

に誘致した電子部品企業の雇用ニーズにより集住化した日系ブラジル人を中心として構成された外国人労働市場の特徴を検討し、地域労働市場における外国人労働者の位置づけについて考察している⁸。また、板野（2023）は、沖縄県の労働市場における外国人労働者について留学生の動向を中心に論じており、コロナ禍により求人状況の悪化やパートタイム労働者の賃金が低下したことで、留学生が苦境に立たされることになり、求職及び賃金の両面で雇用環境悪化の影響を大きく受けたとしている⁹。このように地域労働市場における外国人労働者の動向を丁寧に見ていくことは、上林ほか（2022）が指摘しているように、外国人労働者の不安定就労者層への固定化を解消する可能性を探るために重要な示唆を得られるであろう¹⁰。

一方で、埼玉県における外国人労働者をめぐる労働市場の様相については、ぶぎん地域経済研究所（2019）¹¹ や松本（2019）¹² によってある程度明らかにされてきたが、コロナ禍を経てどのような変化があったのかという検証や、県内の特定の地域のより詳細な動向の把握については行われていない。そこで、本稿では、コロナ禍以前の2017年からポストコロナの年とも呼ばれる2023年までを調査・分析対象の期間とし、埼玉県内の外国人労働者の動向について行政資料等を手がかりとして概観し、さらに、2023年現在、埼玉県内で最も多くの外国人が働く川越公共職業安定所および川越公共職業安定所東松山出張所（以下、ハローワーク川越・東松山）管内¹³に焦点を当て、同地域の労働市場の動向について検証することとする。

2. 埼玉県における外国人労働市場

ここでは、在留外国人や外国人労働者の動向を全国や各都道府県と埼玉県とを比較しながら見ていくこととする。厚生労働省によれば、表1のように埼玉県の外国人労働者数は、コロナ禍以前から全国の増加率を上回るペースで増加を続けていた。特に2021年の増加率は、全国がほぼ0%であるのに対して、埼玉県では6.2%の増加率（都道府県別の増加率では6位）となっている。同年は日本への新規入国が制限されていたことから、他の都道府県から流入したものと考えていいだろう。すなわち、コロナ禍において、我が国にすでに在留していた外国人労働

⁸ 上林千恵子・山口壘・長谷川翼（2022）「出雲市における産業振興・雇用創出と外国人労働者（2）：日系ブラジル人の雇用管理と地域労働市場での位置づけ」『社会志林』第68巻4号，pp.71-113

⁹ 板野敬吾（2023）「沖縄県における外国人留学生とその就労」『中国学園紀要』第21号，pp.57-65

¹⁰ 前掲注8，p.73

¹¹ ぶぎん地域経済研究所（2019）『埼玉県内企業 外国人労働者の雇用調査』

（URL：https://www.bugin-eri.co.jp/news/post_9.php）2024年2月10日閲覧

¹² 松本博之（2019）『埼玉県における外国人居住者及び外国人労働者の実態とその特徴～深化する地域のグローバル化への対応と多文化共生社会の実現に向けて～』

（URL：<https://www.bugin-eri.co.jp/research/research02/>）2024年2月10日閲覧

¹³ すなわち、ハローワーク川越・東松山管内とは川越公共職業安定所が管轄する区域である、川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市と川越公共職業安定所東松山出張所が管轄する区域である、東松山市、小川町、嵐山町、川島町、吉見町、滑川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村の6市7町1村を指す。

者から見た埼玉県の労働市場は、魅力度が高かった可能性がある。

一方で、2023年の増加率をみると、埼玉県は全国増加率より1%下回っており、都道府県別の増加率順位では35位となっている。なお、2023年の各都道府県増加率の順位は九州・東北・北海道などといった地域が大幅に上昇し、逆に関東地域の順位が大幅に下がるという逆転現象が生じており、一時的に大都市圏へ集中した外国人労働力が再度地方へ分散するといった傾向がみられる¹⁴。したがって、ポストコロナの時代において、外国人労働者から見た埼玉県の労働市場の魅力度は相対的に低下していると考えられる。

表1 外国人労働者数および増加率（対前年同月）の推移（2017年-2023年）

	全国		埼玉県	
	人数(人)	増加率	人数(人)	増加率(順位)
2017年	1,278,670	18.0%	55,534	26.2%(3)
2018年	1,460,463	14.2%	65,290	17.6%(15)
2019年	1,658,804	13.6%	75,825	16.1%(21)
2020年	1,724,328	4.0%	81,721	7.8%(11)
2021年	1,727,221	0.2%	86,780	6.2%(6)
2022年	1,822,725	5.5%	92,936	7.1%(24)
2023年	2,048,675	12.4%	103,515	11.4%(35)

出所：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年10月末時点）より筆者作成。
注：増加率は対前年同月のもの。

ここで、2023年の各都道府県と埼玉県の状況についても具体的にみておこう。総務省統計局によれば、表2にあるように2023年の外国人の国内における移動状況（転入超過）は、東京都を除けば埼玉県が最も多く6,989人の転入超過となっている¹⁵。このように同県に多数の外国人が転入したのは、東京都や近隣他県への通勤・通学のし易さや家賃等の住環境により選ばれたものと考えられる。一方で、同県内に住む外国人、および外国人労働者の数は、いずれも東京、愛知、大阪、神奈川に次ぐ5番目の221,835人（労働者数：103,515人）で、労働市場の規模としては突出しているわけではない¹⁶。また、在留外国人の生産年齢人口から外国人労働者数を除いた数を見ると、埼玉県は全国で3番目に多い84,875人となっている。すなわち、外国人居住者数と外国人労働者数とで8.5万人程度の乖離が生じているのである。この乖離が生じる要因の一つとして考えられるのが近隣他都県との賃金格差である。厚生労働省埼玉労働局によれば、埼玉県の所定内給与月額是全国と比較して男性が96.7%、女性が99.4%とどちらも下回っており、年間賞与等に至っては男性85.0%、女性90.1%と明らかに低い¹⁷。これにより、埼玉県

¹⁴ 2021年の外国人労働者数増加率（対前年同月）の順位は、九州・東北・北海道地域が平均で33.9位、関東地域が10.4位であったのに対して、2023年は、九州・東北・北海道地域が11.1位、関東地域が27.7位であった。

¹⁵ 総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告 2023年（令和5年）結果』

（URL：<https://www.stat.go.jp/data/idou/2023np/jissu/youyaku/index.html>）2024年2月10日閲覧

¹⁶ 前掲注1

¹⁷ 厚生労働省埼玉労働局『埼玉県の賃金統計 令和4年度』p.5

（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou.html）

の外国人居住者も賃金の高い東京都や神奈川県での就労を目指す傾向があると考えられる。

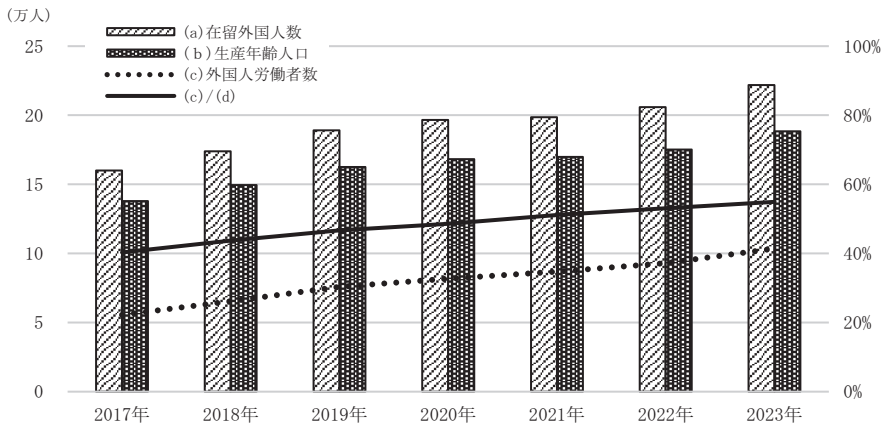
表2 外国人の転入超過・在留者数・労働者数上位5位以内の都道府県（2023年）

順位	(a) 転入超過		(b) 在留外国人人数		(c) 生産年齢人口		(d) 外国人労働者数		(c)-(d)	
	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)
1	東京都	9,796	東京都	627,183	東京都	540,994	東京都	542,992	神奈川県	95,509
2	埼玉県	6,989	愛知県	297,248	愛知県	246,793	愛知県	210,159	千葉県	85,849
3	神奈川県	6,518	大阪府	285,272	大阪府	225,029	大阪府	146,384	埼玉県	84,875
4	群馬県	1,273	神奈川県	256,738	神奈川県	214,975	神奈川県	119,466	大阪府	78,645
5	京都府	1,185	埼玉県	221,835	埼玉県	188,390	埼玉県	103,515	兵庫県	42,046

出所：総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告 2023年（令和5年）結果』、
 出入国管理庁『在留外国人統計（旧登録外国人統計） 2023年6月末』、
 厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』より筆者作成。

この外国人居住者数と外国人労働者数との乖離を中心に埼玉県の2017年から2023年までの各データの推移をみると、図1のように在留外国人の生産年齢人口、労働者数ともに増加傾向にあり、ギャップ（労働者数/生産年齢人口）についても徐々に縮まりつつあり、外国人労働力へのニーズの拡大傾向がみられる。ただし、在留外国人の生産年齢人口から外国人労働者数を除いた数としては減少しているわけではなく、2017年から2023年まで8.5万人前後で推移している。すなわち、先述したような賃金格差等により東京都や神奈川県をはじめとした近隣他都県の外国人労働力を8.5万人分押し上げてきたことになる。また、これは埼玉県が実際の外国人労働者数の8割にあたる規模の潜在的な外国人労働力を常に有してきたことも示している。

図1 埼玉県の外国人在留者数・生産年齢人口・労働者の推移（2017年-2023年）



出所：出入国管理庁『在留外国人統計（旧登録外国人統計）』（各年6月時点）、
 厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年10月末時点）より筆者作成。

そこで、埼玉県に在住する潜在的な外国人労働者と埼玉県で就労する外国人労働者の実態について在留資格別データ¹⁸から検証することとする。

表3のように、埼玉県の外国人労働者は全国に比べて専門的技術的分野の割合が大きく下回っており、なかでも所謂技人国¹⁹の在留資格の割合が全国と比べて下回っているのに対して、特定技能が上回っている点が特徴的である。すなわち、ある程度の学歴や経験等を要するナレッジワーカーに比べてそれほど知識や技術力を要さない労働者が集まる傾向にあるのである。また、同県の潜在的な外国人労働者((b)-(a))をみると、専門的技術的分野の外国人労働者の占める割合は36.6%と比較的高いことから、先述したギャップが今後縮小するか否かが、埼玉県における知識労働者の増減に大きく関わってくるものと考えられる。

また、表3では国籍別の労働者数も示しているが、現在は全国・埼玉県ともにベトナムが最も多く、次いで中国となっている。なお、このように外国人労働者数のうち最も多い国籍が中国からベトナムへと入れ替わったのは、全国より埼玉県の方が早く、埼玉県では2018年からであるのに対して、全国ではコロナ禍となった2020年からであった。また、3番目に多いフィリピンを加えたベトナム・中国・フィリピンの3か国合計の労働者数は、全国では全体の55.8%、埼玉県では61.8%を占めている。

国籍別の在留資格の構成をみると、ベトナム国籍は特に専門的技術的分野の割合が全国より大幅に下回っている。また、技能実習の割合も埼玉県内では最も多くを占める在留資格となっているものの、全国の割合と比べると大きく下回っている。一方で、資格外活動の割合は埼玉県の方が全国より高いことから、埼玉県は、アルバイトをしつつ、大学や専門学校、日本語学校等に通うベトナム人留学生は多いが、卒業後は他地域で就労(技人国等)する傾向にあると考えられる。埼玉県の中国国籍の労働者は、身分に基づく在留資格が最も多く、4割以上を占めている。これは、全国と比べても10%近く上回っており、特に永住者が多い傾向にある。また、ベトナムと同様に専門的技術的分野の割合が全国に比べて大きく下回っており、なかでも技人国で8%の乖離が見られる。資格外活動、特に留学の割合はそれほど多くないことから、ベトナムのように留学時は埼玉県でアルバイトをし、卒業時には他地域で就業するといった動きもみられない。身分に基づく、専門的技術的分野以外の在留資格では全国との大きな乖離は見られない。埼玉県のフィリピン人労働者の在留資格の内訳は、やはり専門的技術的分野の割合

¹⁸ 在留資格別データをみるうえで、本稿で引用する厚生労働省および厚生労働省埼玉労働局の『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』については、事業主から提出のあった届出件数が集計・公表されるものであり、例えば、留学の在留資格で、掛け持ちによる就労などで同じ人物の雇用情報について複数の事業主からの届出がある場合があることや、複数の派遣・請負会社に登録をしている労働者は、派遣元であるそれぞれの事業所から1名ずつ届出が出されること、在留資格を「技能実習」から「特定技能」へ移行させる際、離職せずに同一の事業主に引き続き雇用される場合、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことなど、実際の労働者数とは必ずしも一致しない点に留意が必要である。

¹⁹ 技術・人文知識・国際業務の在留資格の略称。

は非常に低く、技能実習に関しても1割程度であり、全国のものとは比べても低い。一方で、身分に基づく在留資格の割合が77.1%と多くを占めている。これは中国と同様に全国のものとは比べても10%程度上回る非常に高い数値であり、特に永住者の割合が高い。

表3 在留資格別（国籍別）外国人労働者数および在留外国人の生産年齢人口（2023年）

	専門的技術的分野					資格外活動		身分に基づく在留資格					
	計	技人国	特定技能	特定活動	技能実習	計	留学	計	永住者	日本人の配偶者	永住者の配偶者	定住者	
全国	外国人労働者数	595,904 (29.1%)	366,168 (17.9%)	138,518 (6.8%)	71,676 (3.5%)	412,501 (20.1%)	352,581 (17.2%)	273,777 (13.4%)	615,934 (30.1%)	371,296 (18.1%)	100,977 (4.9%)	18,076 (0.9%)	125,585 (6.1%)
	生産年齢人口	667,930 (25.9%)	345,535 (13.4%)	173,101 (6.7%)	62,086 (2.4%)	358,159 (13.9%)	-	-	1,038,229 (40.3%)	716,171 (27.8%)	136,378 (5.3%)	30,049 (1.2%)	155,631 (6.0%)
	ベトナム	159,962 (30.9%)	84,650 (16.3%)	69,462 (13.4%)	27,301 (5.3%)	209,305 (40.4%)	101,530 (19.6%)	82,644 (15.9%)	20,262 (3.9%)	9,561 (1.8%)	5,340 (1.0%)	1,605 (0.3%)	3,756 (0.7%)
	中国	148,207 (37.2%)	113,016 (28.4%)	8,782 (2.2%)	4,518 (1.1%)	36,558 (9.2%)	73,621 (18.5%)	59,501 (15.0%)	135,004 (33.9%)	100,192 (25.2%)	17,310 (4.4%)	6,501 (1.6%)	11,001 (2.8%)
	フィリピン	30,458 (13.4%)	9,647 (4.3%)	14,680 (6.5%)	5,085 (2.2%)	37,856 (16.7%)	3,463 (1.5%)	2,318 (1.0%)	149,975 (66.1%)	88,082 (38.8%)	20,807 (9.2%)	3,672 (1.6%)	37,414 (16.5%)
埼玉県	外国人労働者数(a)	16,723 (16.2%)	13,483 (13.0%)	7,850 (7.6%)	3,573 (3.5%)	19,053 (18.4%)	20,602 (19.9%)	13,213 (12.8%)	35,714 (34.5%)	22,027 (21.3%)	5,927 (5.7%)	1,401 (1.4%)	6,359 (6.1%)
	生産年齢人口(b)	47,750 (25.3%)	27,938 (14.8%)	9,980 (5.3%)	5,117 (2.7%)	19,622 (10.4%)	-	-	82,524 (43.8%)	58,985 (31.3%)	10,348 (5.5%)	3,444 (1.8%)	9,747 (5.2%)
	(b) - (a)	31,027 (36.6%)	14,455 (17.0%)	2,130 (2.5%)	1,544 (1.8%)	569 (0.7%)	-	-	46,810 (55.2%)	36,958 (43.5%)	4,421 (5.2%)	2,043 (2.4%)	3,388 (4.0%)
	ベトナム	4,117 (14.0%)	3,912 (13.3%)	4,484 (15.3%)	1,622 (5.5%)	9,177 (31.3%)	8,001 (27.3%)	6,244 (21.3%)	1,923 (6.6%)	941 (3.2%)	353 (1.2%)	184 (0.6%)	445 (1.5%)
	中国	5,161 (25.2%)	4,167 (20.4%)	521 (2.5%)	223 (1.1%)	1,730 (8.5%)	3,920 (19.2%)	2,461 (12.0%)	8,899 (43.5%)	6,254 (30.6%)	1,205 (5.9%)	585 (2.9%)	855 (4.2%)
フィリピン	645 (4.5%)	333 (2.3%)	597 (4.2%)	167 (1.2%)	1,688 (11.9%)	155 (1.1%)	91 (0.6%)	10,951 (77.1%)	6,951 (48.9%)	1,500 (10.6%)	247 (1.7%)	2,253 (15.9%)	

出所：出入国管理庁『在留外国人統計（旧登録外国人統計）2023年6月末』、

厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』より筆者作成。

注：カッコ内は構成比。ベトナム、中国、フィリピンの労働者数および構成比は『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』より算出。

それでは、産業別にみるとどうであろうか。2023年12月時点の埼玉県の産業別求人数および同年10月末時点の外国人労働者数を表4に示した。求人数と全国籍の外国人労働者数をみると、製造業および医療、福祉分野を除いて構成としては大きく乖離はしていない。製造業の求人数では全体に占める割合が1割程度であるのに対して、同分野の外国人労働者数は全体の3割を占めている。一方で、医療、福祉分野の求人数は全体の3割程度を占めているものの、外国人労働者数における占有率は全体の5%に過ぎない。したがって、埼玉県の外国人労働者は、製造業の分野における人手不足を補う役割としては機能しているが、求人数の多い医療、福祉分野においては、人手不足を解消する要因として機能していない可能性がある。

表4 埼玉県の主要産業別求人数・外国人労働者数（2023年）

	新規求人数 (2023年12月)	外国人労働者数（2023年10月末）			
		全国籍	ベトナム	中国	フィリピン
合計	36,254(100.0%)	103,515(100.0%)	29,324(28.3%)	20,454(19.8%)	14,203(13.7%)
建設業	3,311(9.1%)	13,031(12.6%)	5,513(42.3%)	1,913(14.7%)	1,532(11.8%)
製造業	3,712(10.2%)	34,168(33.0%)	10,304(30.2%)	4,475(13.1%)	6,014(17.6%)
情報通信業	445(1.2%)	1,135(1.1%)	236(20.8%)	457(40.3%)	44(3.9%)
卸売業、小売業	3,849(10.6%)	12,373(12.0%)	2,903(23.5%)	4,167(33.7%)	1,100(8.9%)
宿泊業、飲食サービス業	2,770(7.6%)	6,935(6.7%)	2,107(30.4%)	2,296(33.1%)	540(7.8%)
教育、学習支援業	539(1.5%)	2,188(2.1%)	65(3.0%)	469(21.4%)	280(12.8%)
医療、福祉	10,760(29.7%)	5,166(5.0%)	1,138(22.0%)	707(13.7%)	1,227(23.8%)
サービス業（他に分類されないもの）	4,594(12.7%)	17,744(17.1%)	4,975(28.0%)	3,306(18.6%)	2,040(11.5%)

出所：厚生労働省埼玉労働局『労働市場ニュース（令和5年12月分）』、『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』より筆者作成。

注：求人数、全国籍のカッコ内は構成比。ベトナム、中国、フィリピンのカッコ内は各産業の全国籍労働者数に占める割合。

国籍別でみると、ベトナム人労働者の産業別の構成比は、全国籍のものとの乖離はそれほど見られない。各産業に占める割合をみると、建設業で4割以上をベトナム人労働者が占めており、製造業、宿泊業、飲食サービス業においても3割を占めている。その他の産業においても教育、学習支援業以外の産業で2割以上を占めており、各産業における主要な外国人労働力となっている。中国人労働者の産業別構成は、建設業、製造業の割合が全国籍のものより低い反面、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の割合がやや高い。各産業に占める割合でも、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業で3割強を占めている。その他にも、数としてはそれほど多くないが、割合としては情報通信業で全国籍の4割を占めている他、教育、学習支援業も2割を超えているなど、日本語運用能力や専門的な知識を求められる分野で強みを発揮しているようである。また、フィリピン人労働者は、構成としては卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業といった分野の割合が全国籍の構成と比べても低い一方で、製造業の労働者が4割を占めており、構成に偏重がみられる。全国籍に占める割合では、医療、福祉分野の23.8%がフィリピンであり、県内の同分野の人手不足を解消する要因として、フィリピン人労働者の今後の動向が注目される。

次に、事業主側の視点から埼玉県の外国人労働市場を概観してみよう。埼玉県産業労働部は2022年に労働者の就労状況に関するアンケート調査を県内の2,000事業所（回答事業所数544）に対して行っており、このなかに外国人労働者に関する項目がある²⁰。質問項目のなかで「外国

²⁰ 埼玉県産業労働部(2023)『令和4年度埼玉県就労実態調査報告書』pp.24-28

(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/shuroujittaitachousa.html>) 2024年2月10日閲覧

人を雇用している（雇用を検討した）理由²¹では、中小企業の65.2%、大企業の50%が「人手不足への対応」と回答している。また、「国籍に関係なく採用」とした中小企業は42.0%、大企業が46.2%、「優秀な（専門的知識・技能を有する）人材の確保」とした中小企業は24.1%、大企業は38.5%であった。割合を比較すると中小企業は「人手不足への対応」としての外国人雇用を、大企業は「優秀な（専門的知識・技能を有する）人材の確保」としての外国人雇用を行う傾向にあるといえよう。「国籍に関係なく採用」や「優秀な（専門的知識・技能を有する）人材の確保」とした回答は外国人労働者の能力に対して一定の信頼がみられる一方で、「人手不足への対応」とする回答には外国人労働者の能力に対する評価は包摂していない。すなわち、埼玉県の中小企業は、外国人労働者の能力に対する評価体制が構築されておらず、能力の有無ではなく「人手不足への対応」のため仕方なく採用している可能性があるが、これは、次の「外国人を雇用する上での課題」に対する回答²²において表層化する。回答のなかで、特に中小企業と大企業とで大きく乖離したのが、「受け入れる人材の能力や人柄が分からない」である。大企業は8.3%に過ぎなかったのに対して、中小企業は32.4%がこの回答であった。また、「雇用に必要な手続きや制度が分からない」でも大企業12.5%、中小企業26.7%といった乖離をみせた。

なお、2023年の外国人労働者を雇用する埼玉県内の事業所数は表5のように16,734あり、2017年からの増加率としては83.8%の増加となっている。これは全国の事業所数の増加率より20%高く、上述したように主に中小企業において積極的雇用とはいえない側面もみられるが、総じて埼玉県は受け入れ拡大の傾向が強い地域であることが分かる。さらに、産業別に外国人労働者を雇用する事業所数をみると、埼玉県の情報通信業が増加率としては全国より50%近く上回っているが、事業所数は248で、全国に占める割合が1.9%と他の都道府県に比べて突出して多いわけではない。卸売業、小売業の増加率も全国より50%以上上回っており、こちらは事業所数が全国の5.6%を占めており、比較的多い都道府県に分類されるといえる。事業所数の増加率で全国を上回っている産業としては、製造業で+9.4%、宿泊業、飲食サービス業+7.0%、教育、学習支援業+1.5%、サービス業（他に分類されないもの）が+27.2%といった具合にそれぞれ上回っており、これらは全国的にみても外国人労働者の受け入れに積極的な産業であると推測される。一方で、建設業、医療、福祉分野といった産業では全国を増加率を下回っており、外国人労働者受け入れ拡大の勢いが鈍い産業分野であるといえる。

2023年の一事業所あたりの外国人労働者数に関しては、全国と埼玉県とで大きく乖離している産業は見られないが、情報通信業や医療、福祉分野で増加傾向にあるようである。今後、特に医療、福祉分野での外国人雇用拡大をさらに加速させるうえで、田淵（2022）でも指摘したように、事業主や行政が外国人労働者の日本語能力の向上のための環境整備をどの程度実行で

²¹ 前掲注 20, p.25。集計対象事業所数は中小企業 112、大企業 26。

²² 前掲注 20, p.26。集計対象事業所数は中小企業 105、大企業 24。

きるかが鍵となるだろう²³。

表5 主要産業別外国人雇用事業所数および一事業所あたりの外国人労働者数（2023年）

	全国		埼玉県	
	事業所数	一事業所あたりの外国人労働者数	事業所数	一事業所あたりの外国人労働者数
全産業計	318,775(63.8%)	6.4(-2%)	16,734(83.8%)	6.2(1.4%)
建設業	39,415(135.9%)	3.7(11%)	3,400(124.3%)	3.8(11.7%)
製造業	54,980(27.0%)	10.0(13%)	3,268(36.4%)	10.5(12.9%)
情報通信業	13,248(43.3%)	6.4(15%)	248(92.2%)	4.6(37.0%)
卸売業、小売業	59,497(79.1%)	4.4(-11%)	3,352(134.7%)	3.7(-0.9%)
宿泊業、飲食サービス業	45,495(63.8%)	5.1(-10%)	1,981(70.8%)	3.5(-5.5%)
教育、学習支援業	7,545(28.8%)	10.6(-5%)	288(30.3%)	7.6(4.4%)
医療、福祉	20,537(135.5%)	4.4(77%)	1,082(112.6%)	4.8(92.3%)
サービス業（他に分類されないもの）	25,054(61.3%)	12.8(5%)	1,257(88.5%)	14.1(19.7%)

出所：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』、厚生労働省埼玉労働局『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年10月末時点）より筆者作成。

注：カッコ内は2017年-2023年の増加率。

3. 川越・東松山地域の外国人労働者の動向

厚生労働省埼玉労働局によれば、2023年10月末時点の埼玉県の各ハローワーク管内の外国人労働者数を比較するとハローワーク川越・東松山管内が最も多く、18,811人となっている²⁴。2017年から2023年までの埼玉県内の各ハローワーク管内の数値を表6にまとめたが、ハローワーク川越・東松山管内は2019年から2023年10月末時点まで埼玉県内で外国人労働者数が最も多い地域となっている。また、増加率に関しても、コロナ禍が終息の兆しを見せた2022年やポストコロナの年である2023年はやや鈍さをみせているが、それ以前は毎年20%以上の伸びを見せている。2017年から2023年までの7年間の増加率をみても132.9%と、同期間において埼玉県内で最も高い増加率をみせている。ここでは、埼玉県の外国人労働者をめぐる労働市場の動向をより具体的に捉えるために、県内で最も外国人労働者数が多いハローワーク川越・東松山管内の6市7町1村の動向を検証していくこととする。

²³ 田淵敬光（2022）「外国人材の産学連携受け入れによる地域貢献に関する一考察：城西大学近隣の介護施設との特定技能奨学金構想」『地域と大学—城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要』第2号，pp. 90-101

²⁴ 厚生労働省埼玉労働局（2024）『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/jyuuyo_ichiran.html）2024年2月10日閲覧

表6 埼玉県内の地域別労働者数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2017-2023 増加率
全地域計	55,534	65,290(17.6%)	75,825(16.1%)	81,721(7.8%)	86,780(7.8%)	92,936(7.1%)	103,515(11.4%)	86.4%
川口	7,151	8,363(16.9%)	9,636(15.2%)	10,410(8.0%)	11,140(8.0%)	11,084(-0.5%)	12,564(13.4%)	75.7%
熊谷・本庄	6,542	7,321(11.9%)	7,894(7.8%)	7,204(-8.7%)	6,959(-8.7%)	7,457(7.2%)	8,597(15.3%)	31.4%
大宮	8,164	10,246(25.5%)	12,108(18.2%)	13,484(11.4%)	14,105(11.4%)	15,207(7.8%)	17,439(14.7%)	113.6%
川越・東松山	8,076	10,230(26.7%)	12,341(20.6%)	15,185(23.0%)	16,782(23.0%)	18,005(7.3%)	18,811(4.5%)	132.9%
浦和	3,072	3,891(26.7%)	4,486(15.3%)	4,152(-7.4%)	4,603(-7.4%)	5,386(17.0%)	5,596(3.9%)	82.2%
所沢・飯能	6,087	5,378(-11.6%)	6,639(23.4%)	6,995(5.4%)	7,646(5.4%)	8,768(14.7%)	9,196(4.9%)	51.1%
秩父	209	286(36.8%)	323(12.9%)	346(7.1%)	353(7.1%)	405(14.7%)	431(6.4%)	106.2%
春日部	2,723	3,007(10.4%)	3,545(17.9%)	4,299(21.3%)	4,771(21.3%)	4,809(0.8%)	5,568(15.8%)	104.5%
行田	2,262	2,946(30.2%)	3,447(17.0%)	3,606(4.6%)	3,696(4.6%)	3,852(4.2%)	4,237(10.0%)	87.3%
草加	3,577	4,051(13.3%)	5,014(23.8%)	5,589(11.5%)	5,867(11.5%)	6,285(7.1%)	7,386(17.5%)	106.5%
朝霞	5,084	6,624(30.3%)	6,891(4.0%)	6,578(-4.5%)	6,876(-4.5%)	7,371(7.2%)	8,563(16.2%)	68.4%
越谷	2,587	2,947(13.9%)	3,501(18.8%)	3,873(10.6%)	3,982(10.6%)	4,307(8.2%)	5,127(19.0%)	98.2%

出所：厚生労働省埼玉労働局『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』（各年10月末時点）より筆者作成。

注：カッコ内は対前年同月の増加率。2017年の増加率については、埼玉労働局が「外国人雇用状況」の届出状況の公表をはじめたのが2017年からであるため算出できなかった。

ハローワーク川越・東松山管内の労働者数を見る前に、同地域の在留外国人の規模を把握しておこう。表7をみると、ハローワーク川越・東松山管内には27,284人の外国人が居住しており、この中で圧倒的に人数が多いのが川越市で、同地域内の在留外国人数の36.2%を占めている。また、埼玉県内の在留外国人数を市町村別にみると、川口市、さいたま市に次いで、3番目に多いのが川越市である。川越市以外では、東松山市、坂戸市、ふじみ野市、富士見市がそれぞれ3,000人台で並んでいる。鶴ヶ島市がこれに続いて約1,800人の外国人居住者がおり、町村は500人を超える町が2つあるのみで、残りは500人に満たないといった構成となっている。このようにハローワーク川越・東松山管内は、川越市を除き、在留外国人が突出して多い地域ではないことが分かる。また、在留資格別にみると、この地域は身分に基づく在留資格、特に永住者の数が多いようである。次に専門的技術的分野が5,449人で2割を占めているが、個別の在留資格をみると留学が2番目に多く4,036人となっている。これらの在留資格を市町村別の構成比でみると、各市町村の在留外国人の総数と身分に基づく在留資格の構成比にはそれほど乖離は見られなかったが、留学の在留資格は川越市および坂戸市が総数の構成比に比べて10%程高くなっており、この2市に集住する傾向があることが分かる。このように、ハローワーク川越・東松山管内は、永住者と留学生が多く居住する地域である。

表7 ハローワーク川越・東松山管内の在留資格別在留外国人数

	総数	専門的技術的分野						身分に基づく在留資格				
		計	技人国	特定技能	特定活動	技能実習	留学	計	永住者 配偶者	日本人の 永住者の 配偶者	定住者	
川越市	9,869(3)	1,843	1,028	374	211	782	1,862	3,899	2,671	479	194	555
東松山市	3,390(21)	674	347	213	109	386	492	1,439	901	150	53	335
富士見市	3,112(28)	737	475	118	59	161	210	1,431	1,022	189	75	145
坂戸市	3,268(24)	538	335	72	73	220	931	1,184	823	141	37	183
鶴ヶ島市	1,797(41)	359	164	119	50	133	287	772	532	83	28	129
ふじみ野市	3,132(27)	693	371	133	57	182	236	1,497	997	170	53	277
滑川町	653(56)	182	45	129	39	152	6	233	155	32	16	30
嵐山町	643(57)	114	31	77	4	244	2	244	129	57	3	55
小川町	390(63)	111	60	36	1	52	7	143	98	23	0	22
川島町	435(62)	109	23	69	11	133	0	147	103	21	3	20
吉見町	222(64)	37	17	11	4	27	0	128	85	15	6	22
鳩山町	150(68)	23	7	11	2	31	2	80	60	10	5	5
ときがわ町	213(66)	29	13	14	3	114	1	57	40	13	2	2
東秩父村	10(73)	0	0	0	0	0	0	9	7	2	0	0
合計	27,284	5,449 (20.0%)	2,916 (10.7%)	1,376 (5.0%)	623 (2.3%)	2,617 (9.6%)	4,036 (14.8%)	11,263 (41.3%)	7,623 (27.9%)	1,385 (5.1%)	475 (1.7%)	1,780 (6.5%)

出所：出入国管理庁『在留外国人統計（旧登録外国人統計）2023年6月末』より筆者作成。

注：総数列のカッコ内は県内順位。合計行のカッコ内は構成比。

次に、表8のように、2023年のハローワーク川越・東松山管内の外国人労働者数を在留資格別にみると、資格外活動の労働者数が最も多く7,286人で4割近くを占めている。資格外活動のうち留学だけでも4,501人おり、留学生がハローワーク川越・東松山管内の外国人労働市場において主要な労働力として構成されていることが分かる²⁵。また、身分に基づく在留資格の労働者数も3割近く占めており、このうち永住者が3,435人で、こちらも主要な労働力と捉えられる。ただし、構成比の推移をみると、資格外活動や技人国などが割合を高くしている一方で、技能実習や身分に基づく在留資格の割合は低くなっている。特に身分に基づく在留資格は、2017年に40.8%だったものが2023年には29.6%にまで低下していることから、主たる労働力ではなくなりつつあると考えられる。

また、2017年から2023年までの増加率をみると、数としては多くないが最も高い増加率をみせているのが特定活動（364.0%）である。特定活動の内訳については明らかとなっていないが、経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士候補生等がこれに含まれる。また、上述した資格外活動も217.6%と大きく増加しているが、これに次いで高い増加率を見せているのが技人国である。技人国は2017年に507人であったのが2023年には3倍近い1,500人にまで増加している。このような動きは埼玉県全体においても同様で、234.3%の増加率となっており、前項で述べたように、技人国は2023年の在留資格別労働者数の構成比で全国と比較すると下回っ

²⁵ ただし、前掲注18に述べたように、留学生が複数の掛け持ちアルバイトをしている可能性もある点には留意が必要。

てはいるものの、近年非常に高い増加率をみせていることから今後は主要な在留資格になっていくものと考えられる。ただし、技人国を含めた専門的技術的分野全体は、1,920人（構成比10.2%）であるのに対して、同地域に居住する専門的技術的分野の外国人は、5,449人（構成比20%）であることから、3,529人もの乖離が生じており、労働力が他地域に流出している可能性がある。

表8 ハローワーク川越・東松山管内の在留資格別および主要産業別外国人労働者数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2017-2023 増加率
専門的技術的分野	790(9.8%)	-	1,223(9.9%)	1,397(9.2%)	1,871(11.1%)	2,378(13.2%)	1,920(10.2%)	143.0%
うち技人国	507(6.3%)	-	854(6.9%)	970(6.4%)	1,171(7.0%)	1,343(7.5%)	1,500(8.0%)	195.9%
特定活動	150(1.9%)	-	332(2.7%)	441(2.9%)	921(5.5%)	943(5.2%)	696(3.7%)	364.0%
技能実習	1,546(19.1%)	-	2,419(19.6%)	2,452(16.1%)	1,950(11.6%)	2,046(11.4%)	2,401(12.8%)	55.3%
資格外活動	2,294(28.4%)	-	3,886(31.5%)	5,818(38.3%)	6,710(40.0%)	7,158(39.8%)	7,286(38.7%)	217.6%
うち留学	1,877(23.2%)	-	2,765(22.4%)	3,721(24.5%)	4,213(25.1%)	4,434(24.6%)	4,501(23.9%)	139.8%
身分に基づく在留資格	3,296(40.8%)	-	4,481(36.3%)	5,077(33.4%)	5,330(31.8%)	5,480(30.4%)	5,576(29.6%)	69.2%
うち永住者	2,004(24.8%)	-	2,702(21.9%)	3,091(20.4%)	3,283(19.6%)	3,423(19.0%)	3,435(18.3%)	71.4%
建設業	486(6.0%)	-	857(6.9%)	938(6.2%)	912(5.4%)	957(5.3%)	1,155(6.1%)	137.7%
製造業	3,723(46.1%)	-	4,601(37.3%)	4,312(28.4%)	4,281(25.5%)	4,425(24.6%)	4,743(25.2%)	27.4%
情報通信業	46(0.6%)	-	52(0.4%)	57(0.4%)	59(0.4%)	73(0.4%)	92(0.5%)	100.0%
卸売業、小売業	1,204(14.9%)	-	1,710(13.9%)	2,004(13.2%)	2,127(12.7%)	2,274(12.6%)	2,491(13.2%)	106.9%
宿泊業、飲食サービス業	448(5.5%)	-	725(5.9%)	671(4.4%)	731(4.4%)	796(4.4%)	949(5.0%)	111.8%
教育、学習支援業	386(4.8%)	-	459(3.7%)	495(3.3%)	516(3.1%)	558(3.1%)	495(2.6%)	28.2%
医療、福祉	-	-	172(1.4%)	198(1.3%)	283(1.7%)	335(1.9%)	405(2.2%)	135.5% ²⁶
サービス業(他に分類されないもの)	1,306(16.2%)	-	2,707(21.9%)	5,126(33.8%)	6,274(37.4%)	7,074(39.3%)	7,296(38.8%)	458.7%

出所：厚生労働省埼玉労働局『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年10月末時点）より筆者作成。

注：カッコ内は構成比。2017年の医療、福祉分野の外国人労働者数および2018年の県内地域別在留資格別の労働者数は公表されていない。医療、福祉分野の増加率は2019年-2023年の増加率。

一方、ハローワーク川越・東松山管内の外国人労働者数を産業別にみると、特に目立つのがサービス業（他に分類されないもの）の変動である。サービス業（他に分類されないもの）は、2017年には1,306人（16.2%）だったものが7年間で458.7%の増加率を見せ7,296人（38.8%）にまで増加している。サービス業（他に分類されないもの）の実態を正確に把握するのは容易ではないが、廃棄物処理業、自動車整備業、そして職業紹介・労働者派遣業などがこれに含まれる。厚生労働省（2024）によれば、全国のサービス業（他に分類されないもの）の外国人労働者のうち50.3%が職業紹介・労働者派遣業となっていることから、ハローワーク川越・東松山管内においてもサービス業（他に分類されないもの）の外国人労働者を雇用する事業主の多くは職業紹介・労働者派遣業であると考えられる²⁶。また、2023年時点で4,743人と主要産業の

²⁶ 産業分類において職業紹介・労働者派遣業と分類されていない企業も業務の一部で職業紹介・労働者派遣業務を行っている場合がある点に留意が必要である。例えば、厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）』をみても、（別表4）産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数において、サービス業（他に分類されないもの）のうち職業紹介・労働者派遣業者が雇用主となっている派遣・請負労働者数は145,035人であるのに対して、同表の全国の労働者数のうち派遣・請負労働者数が372,287人となっているなど、大きく乖離しており、派遣・請負労働者を検討する上で、サービス業（他に分類されないもの）のみに焦点を当てるだけでは実態を把握できない。

なかで2番目に多い製造業は、構成比の推移をみると2017年時点で46.1%とほぼ半数を占めていたにもかかわらず、徐々にその割合は低くなり2023年には25.2%にまで減少している。そのため、7年間の増加率は27.4%と低調で、他の主要産業のなかで最も低い値となっている。

次に事業主側の状況についてみてみよう。表9のように、ハローワーク川越・東松山管内は、2017年から2023年までの7年間の事業所数の増加率が埼玉県内のハローワーク12地域中10位の70.7%であった。これに対して、2020年から2023年までの一事業所あたりの外国人労働者数は県内で最も多い地域になっており、2023年10月末時点で一事業所あたり10.2人の外国人労働者が就労している。これは、全国平均の5.9人を大きく上回っており、都道府県別で最も高い滋賀県でも9.0人であることから、ハローワーク川越・東松山地域は一事業所あたりの外国人労働者が非常に多い地域であることが分かる²⁷。

ハローワーク川越・東松山管内の新規一般求人数は、2017年度からの推移をみると概ね減少傾向にあることが分かる。主要産業別にみると特に卸売業、小売業やサービス業（他に分類されないもの）の減少が目立つ。サービス業（他に分類されないもの）に至っては2017年度の求人数に比べ、半数以下になっている。一方で、宿泊業、飲食サービス業はコロナ禍により一時大幅に減ってしまったが復調しつつあり、2017年との対比で71.4%の増加を見せている。

表9 ハローワーク川越・東松山管内の外国人雇用事業所数および一般新規求人数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2017-2023 増加率
事業所数	1,076	1,271	1,411	1,529	1,700	1,787	1,837	70.7%
一事業所あたりの外国人労働者数	7.5	8.0	8.7	9.9	9.9	10.1	10.2	36.4%
産業別新規一般求人数								
全産業計	4,832	5,091	4,856	3,726	4,157	4,197	3,975	-17.7%
建設業	295	307	329	338	336	339	319	8.1%
製造業	633	585	482	342	457	522	521	-17.7%
情報通信業	55	36	33	16	15	15	13	-76.4%
卸売業、小売業	796	683	611	531	576	508	466	-41.5%
宿泊業、飲食サービス業	224	301	510	332	372	415	384	71.4%
教育、学習支援業	60	57	56	48	63	51	57	-5.0%
医療、福祉	1,110	1,230	255	1,089	1,151	1,063	1,134	2.2%
サービス業(他に分類 されないもの)	1,045	1,229	889	569	600	659	502	-52.0%

出所：厚生労働省埼玉労働局『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年10月末時点）、川越公共職業安定所『ハローワークかわごえ労働市場ニュース』（各年各月）、厚生労働省埼玉労働局『ハローワークひがしまつやま労働市場ニュース』（各年各月）より筆者作成。

注：事業所数および一事業所あたりの外国人労働者数は各年10月末時点、産業別新規一般求人数は、年度毎の各月平均（2023年は4月-12月）。

²⁷ 前掲注1より算出。

ハローワーク川越・東松山管内の産業別外国人労働者数の推移と求人数の推移との相関係数を算出したところ、卸売業、小売業で-0.963、サービス業（他に分類されないもの）で-0.924 という強い負の相関がみられた。したがって、この2分野においては外国人労働者の増加が求人数の減少に寄与していることとなり、当該分野における労働力ニーズを外国人労働者が満たしている可能性がある。一方で、建設業（0.658）、宿泊業、飲食サービス業（0.632）、医療、福祉（0.633）はやや強い正の相関となっており、外国人労働者数が増加しても当該分野における人手不足の解消には至っていない状況であると考えられる。ただし、全産業の外国人労働者数の推移と求人数の推移との相関は-0.762で、やや強い負の相関がみられ、さらに、全産業の求人数と一事業所あたりの外国人労働者数の相関についても-0.850と強い負の相関がみられたことから、地域の産業全体としては外国人労働者数の増加傾向が労働力不足の解消にある程度寄与しているものと考えられる。

以上、埼玉県の外国人労働市場を具体的に明らかにするために、範囲を狭め、県内で最も多くの外国人労働者が就労するハローワーク川越・東松山管内を対象として、その動向を検証してきた。しかし、それらをより正確に捉えるためには、一度視座を全体に戻し我が国の外国人労働者をめぐるこれまでの経緯と新たな動きについて把握しておく必要があるだろう。そうすることによって、川越・東松山地域の外国人労働市場を、より鮮明に把握することができる。

4. 今後の展望－外国人労働者をめぐる新たな動き

2019年に特定技能の在留資格による外国人労働者の受け入れが開始されるまで、日本は単純労働分野の外国人労働者の受け入れについては表向きには認めない立場を堅持してきた。しかし、烏蘭格日楽（2023）でも指摘されているように、1989年以降のブラジルをはじめとした南米の日系人およびその二世・三世の受け入れや外国人技能実習制度（当時は外国人研修制度）によりサイドドアからの単純労働者の受け入れを実施するようになった。ことに南米の日系人および二世・三世の受け入れや技能実習制度は、単純労働力の受け入れを糊塗するために、表向きは過去の移民の送り出し政策に対する帰還政策や技術移転による国際貢献を標榜していた²⁸。したがって、事実上これまでも単純労働者の受け入れは行われてきたが、その受け入れがフロントドアにより行われるようになったのが、特定技能制度である。ただ、特定技能が単純労働であるとは謳っていないが、特定技能制度は国内で人手不足が深刻な12の産業分野を特定産業分野に指定し、当該産業における労働力確保を目指した在留資格であり、サイドドアから受け入れた外国人労働者である技能実習からの移行も可能となっているところから推して、概ね単純労働分野のこととして間違いない。すなわち、受け入れがサイドからであろうがフロントか

²⁸ 烏蘭格日楽（2023）「日本における外国人労働者をめぐる法政策の展開と課題：労働市場に及ぼす影響と人権保障の視点から」『研究紀要』第36号、京都女子大学宗教・文化研究所、pp.21-43

らであろうが、我が国における外国人単純労働者の位置づけは 2019 年の特定技能制度の開始によって徐々に整合性をもちはじめたとみていいだろう。これは、田淵（2014）でも既にその片鱗について指摘していたように、我が国全体で外国人雇用に対するパラダイムシフトが生じていることに他ならない²⁹。それでは、その特定技能制度の活用が我が国においてどの程度展開されているのかを統計データから概観しよう。表 10 では、我が国の特定産業分野別の特定技能労働者数の推移を示している。コロナ禍により入国制限のあった期間にも増加を続けているが、これはすでに国内に在留していた技能実習生や留学生が在留資格を切り替えたものと考えられる。2023 年 10 月末時点で届出が出された特定技能労働者は 14 万人弱³⁰となり、日系二世・三世等の多い在留資格「定住者」を上回っている。分野別にみると、飲食料品製造業が最も多く、全体の 3 割を占める 42,062 人である。これに素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野、介護分野が続く。宿泊の分野は航空に次いで少ないが、今後我が国のインバウンド観光が復調していけば、それに比例して増加していくものと考えられる。また、図表には示さないが、埼玉県の特特定産分野別受け入れ状況で、全国と乖離がみられるのは、造船・船用工業、航空、漁業、宿泊の分野で、これらの分野は埼玉県では 0 人で推移している³¹。また、ビルクリーニングも全国の増加率と比べると低調であった。以上のように特定技能制度は創設から 4 年が経ち、各産業において徐々にその労働力が浸透しているようであるが、まだ発展途上であるといえる。

表 10 特定産業分野別在留資格「特定技能」の労働者数の推移

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特定技能計	520	7,262	29,592	79,054	138,518 (75.2%)
介護	19	406	4,029	12,372	22,492 (81.8%)
ビルクリーニング	5	71	374	986	2,194 (122.5%)
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	179	1,643	5,476	15,613	25,464 (63.1%)
建設	27	514	2,657	7,132	13,172 (84.7%)
造船・船用工業	15	151	599	2,526	5,415 (114.4%)
自動車整備	3	77	314	1,028	1,613 (56.9%)
航空	0	6	21	90	425 (372.2%)
宿泊	6	48	122	191	542 (183.8%)
農業	119	1,025	3,408	8,758	14,616 (66.9%)
漁業	4	100	326	983	1,995 (103.0%)
飲食料品製造業	123	2,497	10,681	26,108	42,062 (61.1%)
外食業	20	724	1,585	3,267	8,528 (161.0%)

出所：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』（各年 10 月末時点）より筆者作成。

注：カッコ内は対前年同月の増加率。

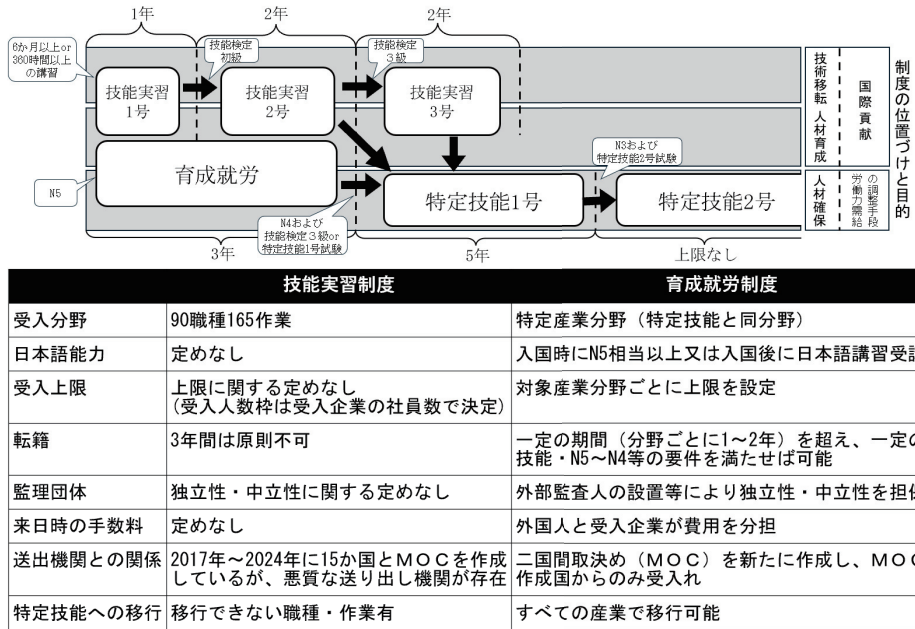
²⁹ 田淵敬光（2014）「日本 産業界 組 及 労働市場 変化 による 外国人 雇用 の パラダイム 転換 に関する 研究（和訳：日本の産業構造および労働市場の変化による外国人雇用のパラダイム転換に関する研究）『日本近代学研究』第 43 号， pp.471-489

³⁰ 前掲注 18 に示したように「技能実習」から「特定技能」へ離職せずに移行した場合、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないため、出入国管理庁『在留外国人統計』等との乖離が生じている点に留意が必要。

³¹ 前掲注 24

日系人に関する新たな動きとしては、2018年から条件付きで始まった日系四世の受け入れが、2023年末に「特定活動」の在留資格により5年の在留を経た後に日本語能力試験 N2 相当以上の日本語能力を取得していれば「定住者」の在留資格が取得できるようになった³²。これによりサイドドアがさらに大きく開き、単純労働分野の外国人受け入れは加速していくこととなる。

図2 技能実習制度と育成就労制度の比較と特定技能への移行スキーム



出所：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（2023）『最終報告書』、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定（2024）『技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について』より筆者作成。

また、政府は2024年2月9日に「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」において技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を創設する方針を決定した³³。技能実習制度と育成就労制度の比較と特定技能への移行スキームについては図2にまとめた。技能実習制度との主な違いとしては、受け入れ分野を職種・作業ではなく特定技能と同じ産業分野へと揃えること、日本語能力の要件を明確に定めること、監理団体に外部監査人等の第三者機関を置き独立性・中立性を確保すること、労働者の人権保護や負担を軽減するため、送り出し機関に支払う手数料を受け入れ機関と労働者とで分担させることや、一定の要件を満たせば転籍を可能と

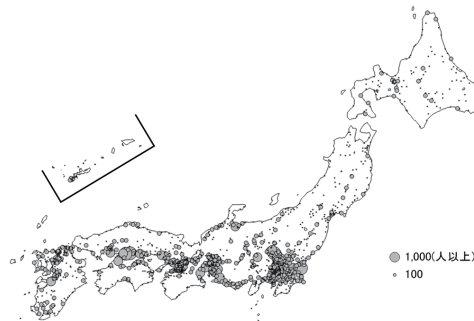
³² 「特定活動」の在留資格の期間は、1年目が半年毎、2年目以降は1年毎の更新が必要となり、2年目の更新時にはN4相当以上、4年目の更新時にはN3相当以上の日本語能力および日本文化や生活に関する理解度を証明する必要がある。

³³ 首相官邸 HP 「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」
(URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>) 2024年2月10日閲覧

するなどである。なお転籍については、地方や零細企業からの人材流出等の懸念から、分野によっては1年を超える期間の要件を設けることや初期費用・育成費用等を転籍後の受け入れ機関にも分担させることなどの対応をとるとされる。さらに、制度の位置づけや目的については、技能実習制度における技術移転という建前を廃し、人材育成と人材確保を目的として労働力需給の調整手段として位置づけることとなった。これにより、サイドドアと同様にフロントドアも整備拡大されることとなり、我が国全体として単純労働分野における外国人労働者の受け入れは急速に拡大していくものと考えられる。

このように入口の環境は整備されつつあるが、入国後の動向に関してはどうであろうか。育成就労制度は転籍のために一定の要件を満たす必要があるが、特定技能制度については転籍に係る要件はない。したがって、特定技能制度によって地方や零細企業が入国の足掛かりとされてしまい、都市部等へ人材が流出してしまう懸念は払拭できない。厚生労働省『令和4年賃金構造基本統計調査』によれば、2022年の一般労働者の都道府県別賃金は、東京都が他の道府県に比べ圧倒的に高く、375.5千円であった³⁴。さらに、表2に示した外国人の転入超過でも東京都は最も多い。転入者のすべてが労働者ではなかろうが、地方や零細企業から流入した外国人労働者は一定数いるものと考えられる。なお、本稿の考察対象である埼玉県の転入者数は2番目に多いが、先ほどの『令和4年賃金構造基本統計調査』によれば、埼玉県の賃金は全国計(311.8千円)を下回る305.2千円であった。したがって、2節で述べたように埼玉県に住み、東京都で就労するといった外国人居住者数と労働者数の乖離が生じてしまうのも当然であろう。

図3 市区町村別特定技能1号労働者の分布(2023年)



出所：出入国在留管理庁『特定技能外国人数の公表』(令和5年6月末)より筆者作成。

³⁴ 厚生労働省(2023)『令和4年賃金構造基本統計調査』

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/index.html>) 2024年2月10日閲覧

とまれ、このような地方や零細企業に人材が集まりにくい傾向は、すでに加茂（2022）で2021年6月末時点のデータにより太平洋ベルト地帯に集中していることが指摘されていることから窺える³⁵。これに加えて、本稿でも図3のように2023年6月時点の市区町村別の特定技能1号労働者のデータにより分布図を作成したが、これをみても特定技能労働者が太平洋ベルト地帯に集中していることは明らかである。このような現状に対する国の方策としては、特定技能の中で最も労働者数の多い飲食料品製造業分野における運用方針のなかで、以下のように提言している³⁶。

- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置
- ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、全国10か所程度で実施する。
- イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

この運用方針をみる限り、国としては強い抑止効果が期待できる対策を実施することは困難であるため、各自治体や企業団体等が独自の取り組みを行わない限り、今後こうした傾向は続いていくものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、コロナ禍前後の埼玉県における外国人労働者をめぐる労働市場の様相について行政資料等を基に確認してきた。そのなかで埼玉県の外国人労働市場にはいくつかの特徴がみられた。ポストコロナを迎え、外国人労働者から見た埼玉県の労働市場の魅力度が低下していると考えられ、外国人労働者数と外国人居住者、特に生産年齢人口とのギャップが大きいことが分かった。さらに、埼玉県では知識や技術力をそれほど要さない外国人労働者が集まる傾向がみられる。これは、外国人労働者のなかでも、特にベトナム人留学生が全国と比較しても教育機関を卒業後に高度人材として地域に残らず、他地域に流出してしまう傾向にあることから窺える。また、産業別では医療、福祉分野での外国人労働者の寄与が弱く、事業主側も同分野での外国人労働者の受け入れ拡大を積極的に行っていないことが明らかとなった。

³⁵ 前掲注6, p.9

³⁶ 閣議決定（2023）『別紙13 飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針』

（URL：https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00132.html）2024年2月10日閲覧

より詳細な動きを把握するために対象範囲を狭め、埼玉県内でも特に外国人労働者数の多い地域であるハローワーク川越・東松山管内の6市7町1村の動向について検証した。同地域は、永住者と留学生が多く居住する地域であり、地域の外国人労働市場においても留学生や永住者が主要な労働力となっている。さらに在留資格別の増加率をみると技人国の増加率が高く、今後、主要な労働力として構成されていくものと考えられる。ただし、技人国を含めた専門的技術的分野全体では居住者数と労働者数とで3,529人ものギャップが生じており、労働力が他地域に流出している可能性があることが明らかになった。また、産業別にみると、主要産業のなかで2番目に外国人労働者が多い製造業の増加率が低調であった。さらに事業所数をみるとハローワーク川越・東松山管内は埼玉県内の12地域中3番目に多い地域であるが、その増加率については10番目と低調であることが分かった。一方で、一事業所あたりの外国人労働者数は県内で最も多い地域であり、全国的にみても高い数字であることが明らかになった。したがって、同地域の企業の特徴としては、新たに外国人を雇用しようとする企業は多くないが、一度外国人を雇用した企業はより多くの外国人を雇用しようとする傾向にあるのである。このような地域の特徴を把握したうえで、同地域の外国人労働者数の推移と求人数の推移の相関係数を算出したところ、強い負の相関がみられた産業もあれば、正の相関がみられた産業もあったが、総じてやや強い負の相関がみられ、地域の労働力ニーズを外国人労働者が増加することで、ある程度満たしていることが推察された。

最後に、今後の展望として我が国全体の外国人労働者をめぐる新たな動きについて概観した。2024年2月に閣僚会議において方針が決定した育成就労制度により、2019年から始まった特定技能制度との連携が円滑化されるなど単純労働分野の外国人受け入れのフロントドアが整備されつつある。しかし、一方で賃金格差により地方や零細企業が入国の足掛かりにされてしまい、人手不足が深刻化している地方から都市部等へ人材が流出し、労働力ニーズを十分に満たせない可能性があることを指摘した。そして、この傾向は埼玉県においてもみられるのである。外国人材の都市部への流出を是正するには、国による対策だけでは不十分であり、各自治体や企業団体等が独自の取り組みを行う必要がある。

以上、本稿では埼玉県、特にハローワーク川越・東松山管内における外国人労働者をめぐる動向について行政資料等のデータを中心としてみてきたが、同地域内の2018年の各データや外国人労働者の在留資格別出身国別のデータ等、一部入手できなかったデータが存在するため、十分にアプローチできなかった部分がある。さらに、地域の様相を正確に把握するためには、統計データによる検証だけでなく質的調査等も必要となってくることも指摘しておく。

【参考文献一覧】

- 板野敬吾 (2021) 「岡山県における外国人労働者の実態」『中国学園紀要』第 20 号, pp.45-52
- 板野敬吾 (2023) 「沖縄県における外国人留学生とその就労」『中国学園紀要』第 21 号, pp.57-65
- 烏蘭格日樂 (2023) 「日本における外国人労働者をめぐる法政策の展開と課題 : 労働市場に及ぼす影響と人権保障の視点から」『研究紀要』第 36 号, 京都女子大学宗教・文化研究所, pp.21-43
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定 (2024) 『技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について』(URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 閣議決定 (2023) 『別紙 13 飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針』(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00132.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 上林千恵子・山口壘・長谷川翼 (2022) 「出雲市における産業振興・雇用創出と外国人労働者 (2) : 日系ブラジル人の雇用管理と地域労働市場での位置づけ」『社会志林』第 68 巻 4 号, pp.71-113
- 加茂浩靖 (2022) 「日本における介護分野の特定技能外国人受入れの地域的展開」『日本福祉大学経済論集』64 号, pp.1-16
- 川越公共職業安定所 『ハローワークかわごえ労働市場ニュース』(URL : https://site.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/list/kawagoe/kawagoe_toukei.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 (2023) 『最終報告書』(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 厚生労働省 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 厚生労働省 (2023) 『令和 4 年賃金構造基本統計調査』(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/index.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 厚生労働省埼玉労働局 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』(URL : https://site.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/jyuuyo_ichiran.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 厚生労働省埼玉労働局 『埼玉県の賃金統計 令和 4 年度』(URL : https://site.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou.html)
- 厚生労働省埼玉労働局 『ハローワークひがしまつやま労働市場ニュース』
- 厚生労働省埼玉労働局 『労働市場ニュース』(URL : https://site.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 是川夕 (2020) 「誰が日本を目指すのか? 「アジア諸国における労働力送出し圧力に関する総合的調査 (第一次)」に基づく分析」『人口問題研究』第 76 巻 3 号, pp.340-374
- 是川夕 (2022) 「日本の外国人労働者受け入れをどう捉えるのか: アジアの国際労働市場の実態から」『日本労働研究雑誌』第 64 巻 7 号, pp.66-83
- 埼玉県産業労働部 (2023) 『令和 4 年度埼玉県就労実態調査報告書』(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/shuroujittaichousa.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 首相官邸 HP 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」(URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 出入国管理庁 『在留外国人統計 (旧登録外国人統計)』(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_tourouku.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 出入国在留管理庁 『特定技能外国人数の公表』(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 総務省 (2024) 『労働力調査 (基本集計) -2023 年 (令和 5 年) 12 月分』(URL : <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 総務省統計局 『住民基本台帳人口移動報告 2023 年 (令和 5 年) 結果』(URL : <https://www.stat.go.jp/data/idou/2023np/jissu/youyaku/index.htm>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 田淵敬光 (2014) 「일본 산업구조 및 노동시장 변화에 따른 외국인 고용 패러다임 전환에 관한 연구 (和訳: 日本の産業構造および労働市場の変化による外国人雇用のパラダイム転換に関する研究)」『日本近代学研究』第 43 号, pp.471-489
- 田淵敬光 (2022) 「外国人材の産学連携受け入れによる地域貢献に関する一考察: 城西大学近隣の介護施設との特定技能奨学金構想」『地域と大学—城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要』第 2 号, pp.90-101
- 日本商工会議所 (2023) 『「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果』(URL : <https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2023/0928140000.html>) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- ぶぎん地域経済研究所 (2019) 『埼玉県内企業 外国人労働者の雇用調査』(URL : https://www.bugin-eri.co.jp/news/post_9.php) 2024 年 2 月 10 日閲覧
- 松本博之 (2019) 『埼玉県における外国人居住者及び外国人労働者の実態とその特徴～深化する地域のグローバル化への対応と多文化共生社会の実現に向けて～』(URL : <https://www.bugin-eri.co.jp/research/research02/>) 2024 年 2 月 10 日閲覧